

2-4. 自然再生の計画づくり

2-4-1. 自然再生全体構想の作成

協議会は、自然再生基本方針に則して、下記の事項からなる「自然再生全体構想」を作成します。

- 自然再生の対象となる区域
- 自然再生の目標
- 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- その他自然再生の推進に必要な事項

解説

「自然再生全体構想」は、個々の自然再生実施計画の上位の構想として、地域における自然再生の全体的な方向性を長期的な観点から示すものです。

全体構想の詳細は第3章（P. 48～P. 90）にて説明します。

2-4-2. 自然再生事業実施計画の作成

自然再生事業を実施しようとする者（実施者）は、自然再生基本方針に基づき、下記の事項からなる「自然再生事業実施計画」を作成します。

- 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
- 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
- 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
- その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

解説

「自然再生事業実施計画」は、実施しようとする自然再生事業の対象区域とその事業内容等を定めることにより、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。

実施者は、自然再生協議会で協議した上で、自然再生全体構想との整合性に留意しながら、「自然再生事業実施計画」を作成します。

（1）自然再生事業実施計画の内容

- ▶ 実施者の名称又は氏名、及び、実施者の属する協議会の名称
- ▶ 個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容
- ▶ 対象区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
- ▶ 事前調査や事業期間中・実施後のモニタリングの具体的な計画
- ▶ その他自然再生事業の実施に必要な事項
(例えば、自然再生事業に関して行われる自然環境学習の推進に係る事項等を想定)

（2）自然再生事業実施計画の国・都道府県への送付

実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、遅滞なく、主務大臣（国）及び該当都道府県知事に、「自然再生事業実施計画の写し」及び「自然再生全体構想の写し」を送付する必要があります。

送付の際は、以下の事項を記載した書類を添付するものとします。

- ▶ 実施者の名称又は氏名、及び、主たる事務所の所在地又は住所
- ▶ 当該自然再生事業に係る自然再生協議会に参加している者の名称又は氏名
- ▶ 当該自然再生事業の対象となる区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(3) 自然再生全体構想と自然再生事業実施計画の関係

自然再生の対象地域で複数の実施計画が進められる場合には、全体構想は個々の実施計画を束ねる内容とする必要があります。各実施者は、協議会における協議・意見交換を通じて、自然再生に係る情報を違いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮しましょう。



✓ チェックポイント

- 実施計画に、実施者の名称又は氏名、及び、実施者の属する協議会の名称は明示されていますか。
- 実施計画に、自然再生事業の対象となる区域及びその内容は明示されていますか。
- 実施計画に、自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境保全上の意義及び効果について明示されていますか。
- 実施計画に、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項は記載されていますか。
- 主務大臣（国）及び都道府県知事宛に実施計画等の写しと全体構想の写しが送付されていますか。
- 自然再生協議会に参加している者の名称又は氏名を記した書類が添付されていますか。
- 自然再生事業の対象となる区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図が添付されていますか。
- 複数の実施計画が作成される場合は、自然再生の効果が全体として発揮できるよう工夫されていますか。

(4) 自然再生事業実施計画作成の留意点

- ▶ 実施計画の作成に当たっては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行う必要があります。また、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、実施計画の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理する必要があります。
- ▶ 実施者は全体構想との整合性を取りつつ、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新のデータに基づき実施計画を作成する必要があります。また、実施計画の案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて実施計画を作成する必要があります。
- ▶ 実施計画における、自然再生事業の対象となる区域及びその内容については、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるよう十分検討する必要があります。その際、事業の対象となる区域とその周辺地域との関係を分析した上で、周辺地域における様々な取り組みとの連携の必要性について検討を行いましょう。
- ▶ 実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施、並びに、自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングについて、その時期、頻度等具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議しておきましょう。また、自然再生の状況のモニタリングの結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させるなど、順応的な進め方についても協議しておきましょう。再生事業で取りくむ方策がよくなかったと判断されるケースが出てきた場合に軌道修正を行いやすくなります。
- ▶ 自然再生事業の実施に関連して、自然再生事業の対象となる地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮しましょう。
- ▶ 再生事業の特性や現行の実施計画の検証の結果、新しい実施計画に記載する事業が減となる場合がありますが、それは必ずしも自然再生事業の縮小や後退を意味するわけではありません。
- ▶ 実施計画は数年の事業計画である場合が多く、5年程度で計画を見直すところが少なくありません。見直しにあたっては1年以上かけるところも多く、時間を要しますが、自然再生基本方針の見直しも5年に1回であることから、基本方針の変更点等を参考にすることで効率的に最新の考えをとりいれた実施計画を作成できます。



チェックポイント



- 実施計画作成にあたり、事前の調査は実施されていますか。
- 実施計画作成にあたり、事前の調査結果は評価されていますか。
- 実施計画作成にあたり、事前調査及び結果の評価に科学的知見を取り入れていますか。
- 実施計画作成にあたり、実行可能なよりよい技術や方法が取り入れられるよう検討がなされていますか。
- 実施計画の妥当性は検証されていますか。
- 実施計画作成にあたり、全体構想や、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新データに基づき十分な協議がなされていますか。
- 実施計画作成にあたり、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集がなされていますか。
- 実施計画作成にあたり、必要に応じて、詳細な現地調査は実施されていますか。
- 地域における自然環境の特性に応じた適正な計画となるよう十分検討されていますか。
- 実施計画作成にあたり、事業の対象となる区域とその周辺地域との関係を分析した上で、周辺地域における様々な取り組みとの連携の必要性は検討されていますか。
- 実施計画に事業前・中・後のモニタリングに関し、その時期、頻度などの具体的な計画は記載されていますか。
- 実施計画作成にあたり、自然再生の状況のモニタリング結果を科学的に評価し、当該自然再生事業へ反映させるなど、順応的な進め方についても協議されていますか。
- 実施計画作成にあたり、自然再生事業の対象地域に生息・生育していない動植物が導入されること等により地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう配慮されていますか。

【自然再生事業実施計画の事例】久保川イーハトーブ自然再生事業

<侵略的外来種の排除による溜池環境の保全・再生事業実施計画の概要>

■実施者：

久保川イーハトーブ自然再生研究所（代表：千坂峻峰）が、宗教法人知勝院および東京大学大学院農学生命科学研究科保全生態学研究室、NPO法人北上川流域連携交流会、NPO 法人水環境ネット東北、樹木葬・里山保全の会、久保川イーハトーブ区長会、水環境ネット磐井川、および久保川イーハトーブ自然再生協議会参加者の協力のもとに実施する。

■実施者の属する協議会：久保川イーハトーブ自然再生協議会

■区域：岩手県南部に位置する一関市・磐井丘陵帯の久保川の羽根橋より上流側、立石地区までの流域（支流柄倉川流域を含む）。私有地のみで実施。

■事業の目的：

- (1) 侵略的外来水生生物の排除・抑制を行い、地域在来の生物多様性を保全する。
- (2) 侵略的外来水生生物の侵入により劣化した溜池の生物多様性の再生を試みる。
- (3) 侵略的外来種の問題、在来生態系や生物多様性の重要性に関する実践的な自然環境学習の場とすることにより、参加者、地域住民の環境意識の向上を図る。

■事業の実施方針：

- (1) 溝周辺における対策
- (2) 排除による在来生態系再生手法の確立
- (3) 効率的な排除方法の確立
- (4) 地域との情報交換

■排除対象とする外来生物：ウシガエル、オオクチバス、アメリカザリガニ

■実施地域：下図に示す地域内の5箇所（希少種保全のため、詳細な位置については明示しない）

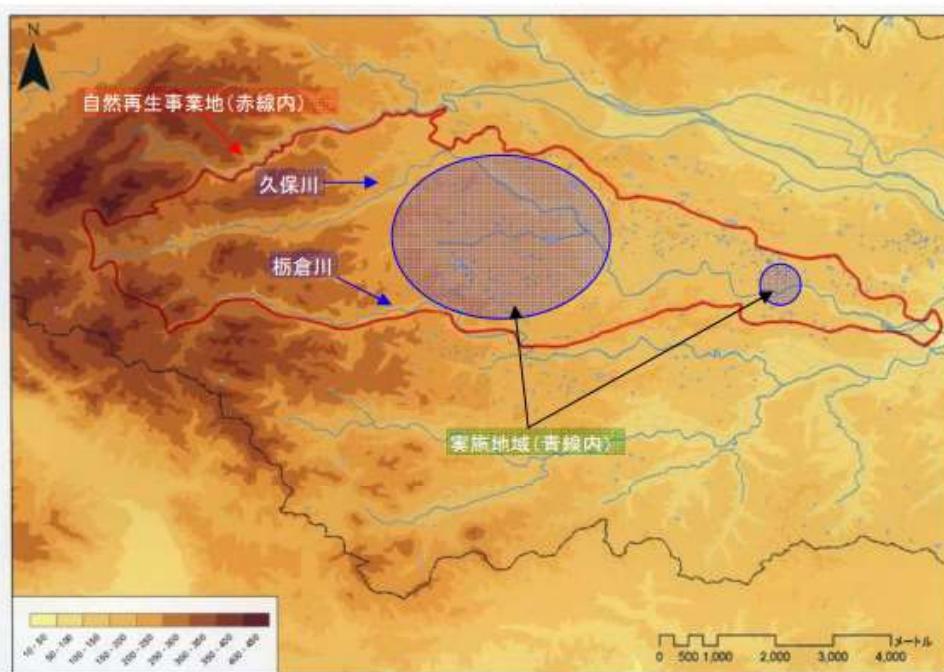


図2 侵略的外来種の排除による溜池環境の保全・再生事業の実施範囲（青線内）

■実施方法 :

捕獲による個体排除。方法としては素手やタモ網、投網、刺網、釣りなどによる捕獲やアナゴ籠やカニ籠、塩ビ管などによるトラップを使用。必要に応じて溜池の水抜きによる排除も検討する。

■モニタリング方針 :

- (1) 排除対象とした外来種の生息状況、在来水生生物の生息状況、水生生物相の変化のモニタリング調査を行い、排除の効果を評価する。また、その結果を基に順応的対応を行う。
- (2) 調査手法や調査項目、調査頻度などは柔軟に見直しを行う。
- (3) 調査の詳細は自然再生協議会、同専門家会議と十分協議して決定する。
- (4) モニタリング結果は、逐次自然再生協議会、同専門家会議に報告する。
- (5) モニタリング結果は、広報誌やホームページなどで一般に公開する。また、学術的知見に関しては、学術雑誌などに発表することを検討する。

2-4-3. その他

自然再生全体構想と自然再生事業実施計画の中間に位置する独自の計画を作成して、各参加者の活動を明確にしている協議会もあります。

毎年の活動を一覧表や図にあらわして、活動内容や場所を調整している協議会もあります。

解説

「自然再生事業実施計画」は専門家会議の審査を経て承認される必要があります。利害関係者も多く、簡単にはまとまらないため、本当にできるもの、実行できるものに絞り込むこととなり、実施計画としてとりあげる内容が限定的になる傾向があります。

一方で、全体構想の目標を実現するためにはソフト面からハード面にいたる幅広い施策が求められます。実施計画にはのってこないものの、自然再生を行っている参加者も少なくありません。

そのような参加者の取り組みが実施計画に盛り込まれないため、熱量が減り、自然再生協議会から距離をおく参加者がでてくるおそれがあります。

そこで、全体構想を実現する自然再生協議会の活動の位置づけとして、実施計画に盛り込めなかった取り組みをとりまとめた「行動計画」といった中間に位置する計画を策定するのも有効な方法です。

次で示す石西礁湖自然再生協議会が作成した行動計画には「皆でやりましょう」という思いも込められています。

